新潟市告示第680号

道路の供用開始について

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき,道路の供用を次のように開始する。

なお,関係図面は告示の日から2週間新潟市土木部土木総務課及び新潟市中央区建設課において,一般の縦覧に供する。

平成19年10月18日

新潟市長 篠 田 昭

道路の種 類	路線名	区間	供用開始年月日
市道	南7-74号線	新潟市中央区久蔵興野字中沖266番12 地先から 新潟市中央区久蔵興野字中沖266番10 地先まで	
市道	南7-221号線	新潟市中央区久蔵興野字中沖266番10 地先から 新潟市中央区鐘木257番9地先まで	